地域再生法第十七条に規定する事業を定める省令及び地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令

（地域再生法第十七条に規定する事業を定める省令の一部改正）

第一条　地域再生法第十七条に規定する事業を定める省令（平成二十四年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

「第五条第四項第三号ハ」を「第五条第四項第四号ハ」に改める。

（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正）

第二条　地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同条第四項第四号」を「同条第四項第五号」に改める。

第二条第一号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十四号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の二第二項及び第六十八条の十五の三第三項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の三第一項第八号及び同条第九項の規定により読み替えられた所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百六十二条第一項第七号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十日　　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十一第四項に次の一号を加える。

五　法第四十一条の十九第一項第五号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社　当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第二十三条第八号に規定する株式投資契約に該当するもの

第十九条の十一第七項第一号イ(3)中「及びニ(4)」を「、ニ(4)及びホ(4)」に改め、同号に次のように加える。

ホ　法第四十一条の十九第一項第五号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合　当該特定新規中小会社から交付を受けた地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体の当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(4)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1)　当該特定新規中小会社が、地域再生法第十六条の確認を受けた日において地域再生法施行規則第二十三条各号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、第四項第五号に定める契約の締結の時において同令第二十六条第一項各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、当該特定新規中小会社が(1)の確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されたものであること。

(3)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第五号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。

(4)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

第二十条の七の次に次の一条を加える。

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）

第二十条の七の二　法第四十二条の十二の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項の法人が支出した寄附金を受けた同項に規定する認定地方公共団体の当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類とする。

第二十二条の二十九の次に次の一条を加える。

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）

第二十二条の二十九の二　法第六十八条の十五の三第三項に規定する財務省令で定める認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類とする。

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、厚生労働省関係地域再生法施行規則を次のように定める。

平成二十八年四月二十日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省関係地域再生法施行規則

（地域再生協議会の構成員として加える者）

第一条　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の十四第二項の厚生労働省令で定める者は、認定市町村（法第五条第十六項の認定（法第七条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）が法第十七条の十四第四項第八号の規定に基づき生涯活躍のまち形成事業計画（同条第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画（同号イの実施主体が同号ロの施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業（同号に規定する生涯活躍のまち一時滞在事業をいう。）について旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。）を記載しようとする場合であって、同号ロの所在地が次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にあるときにおいて、次の各号に掲げる施設の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第六号において同じ。）が設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）をいう。）当該大学の学長

二　高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この項において同じ。）当該高等専門学校の校長

三　高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校（地方公共団体の設置する学校をいう。以下この号において同じ。）当該公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会

四　地方公共団体の長　当該幼保連携型認定こども園を設置する地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であって、指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）又は中核市（同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。）の区域内に所在するもの　当該指定都市又は中核市の長

五　高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人の設置する学校をいう。）　学校教育法に定めるその所管庁

六　国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であって、指定都市又は中核市の長以外のもの　当該指定都市又は中核市の長

七　児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいい、幼保連携型認定こども園を除く。）　同法第四十六条に規定する行政庁

八　旅館業法第三条第三項第三号の規定により都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区（第二十六条第二項において「保健所設置市等」という。）にあっては、市又は特別区）の条例で定める施設　当該条例で定める者

2

認定市町村は、法第十七条の十四第八項の規定により同条第四項第四号に掲げる事業を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合又は同条第十項の規定により同条第四項第六号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会（以下「協議会」という。）に、当該関係者を構成員として加えることができる。